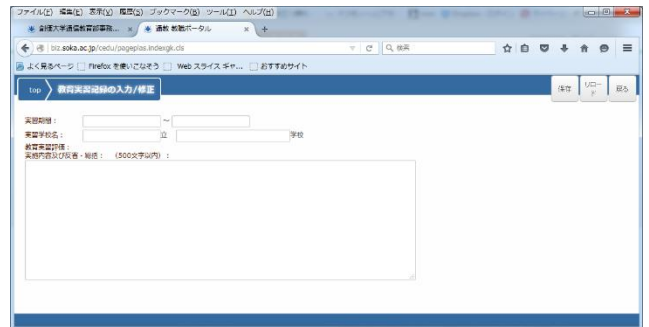


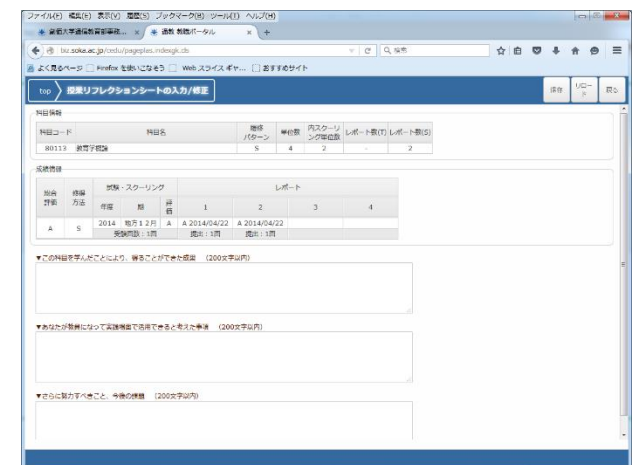
## 教職実践演習と「教職履修カルテ」の使用について

平成21(2009)年4月の教員免許法施行規則の改正により、教員免許状取得のために「教職実践演習」の修得が必要となりました。この教職実践演習は、教師としての資質を最終的に確認・補う科目として位置づけられており、教員免許状取得のための集大成の科目となります。この科目は本学通信教育部では、スクーリング科目として開講します。この科目を受講するためには、受講申込までに「教育実習」が終了(各スクーリング受講日の初日までに教育実習の終了予定の方を含む)していること、学習が終了した科目の「教職履修カルテ」を作成していることが条件となります。本学の「教職履修カルテ」は、主に以下の内容になります。

①「体験・実習記録」…「介護等体験」「教育実習」「各種ボランティア」等の活動の修得年度・実習先・学んだこと・今後の課題について記入する(各実習・体験終了後に入力)



②「授業リフレクションシート」…教職課程の授業の中で何を学んだのかを振り返ると共に、今後どのような学習が必要なのかを自分で考えるために記入する(各科目の学習終了時に入力)



③「資質能力自己評価シート」…教職に向けての資質能力を身につけられているかどうかを自己評価する(学年末及び「教職実践演習」履修前に入力)



この「教職履修カルテ」は、WEBで作成することになっており、「通教ポータルサイト」の中に入っています。  
※「教職実践演習」の履修には、「教育実習」が終了すること、「教職履修カルテ」の作成が必要になります。なお、他大学で作成した「履修カルテ」は、本学では認められません。